

令和 7 年度 商工振興事業について

◎商工会と連携して重点的に取り組む「市特定事業」の実施

基本的施策（１）創業の促進を図るための施策

●創業支援事業

特定創業支援等事業（個別相談）などで専門家派遣を行うことで、多くの創業希望者の受け入れを行うとともに、創業者の計画実行性を高め、創業期の経営安定化を目指す。

【目標値】創業者数 16 人/年（基本計画 P13 参照）

基本的施策（２）安定した経営を行うために経営基盤強化の促進を図るための施策

●事業計画策定支援事業

専門家派遣などを実施し、事業計画の重要性についての理解促進を図り、事業計画の策定を支援する。

【目標値】事業計画策定事業者数 37 者/年（基本計画 P14 ）

基本的施策（３）新たな事業展開の促進を図るための施策

●販路開拓支援事業

デジタル技術の導入などによる販路開拓を目指す事業者に対し、専門家派遣などを行い、デジタル化を促進する。

【目標値】IT 専門家による支援者数 8 者/年（基本計画 P15）

基本的施策（４）小規模企業者の事業の持続的な発展を図るための施策

●事業計画策定支援事業

専門家派遣やセミナーの開催などを実施し、事業計画の重要性についての理解促進を図り、経営発達支援計画に沿って、事業計画の策定を支援する。

【目標値】事業計画策定事業者数 34 者/年（基本計画 P16）

セミナー実施回数と参加者数 1 回・20 者/年（基本計画 P16）

◎補助金事業の実施（※議会にて予算が成立した場合に実施）

基本的施策（１）創業の促進を図るための施策

●創業支援補助金

※案の詳細は、資料 2「令和 8 年度商工振興事業案（創業支援）」を参照

基本的施策（３）新たな事業展開の促進を図るための施策

●新事業活動応援補助金

※案の詳細は、資料 2「令和 8 年度商工振興事業案（新たな事業展開）」を参照

◎その他の実施事業

基本的施策（１）創業の促進を図るための施策

●企業センタースモールオフィス（５室）貸付

創業する具体的な計画がある人や創業 5 年未満の個人・団体を対象に最大 3 年間事務所の貸付を行うもの。

基本的施策（２）安定した経営を行うために経営基盤強化の促進を図るための施策

●福津市中小企業融資制度及び保証料補助制度

市内中小企業を対象に、市内 5 つの金融機関を取扱店とし、融資限度額 500 万円・返済期間 5 年以内・県小規模事業者振興資金制度より 0.1%低い利率とする。また、信用保証料の支払額の一部補助（融資額の 1%）を行う。

●事業承継に関するセミナーなどの開催

県事業承継・引継ぎ支援センターと商工会と連携し、セミナーを開催する。

基本的施策（５）多様な人材の確保を図るための施策

●人材確保に関する情報の発信

市ホームページなどを通じ、情報の発信を行う。

●商工会青年部「福津の仕事人」への協力

商工会青年部が主催する「福津の仕事人」において、職員を派遣するなど協力を行う。